

1. 区民事務所取扱事務一覧

取扱事務	平日昼間	平日夜間(注1)	第3火曜夜間(注2)
		第2第4日曜(注1)	毎月1回日曜(注2)
(1) 住民記録関係			
住民票の写しの交付	○	○	○
住民票記載事項証明書の交付	○	○	○
転出入・転居・世帯変更の届出 ※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(交付を受けている方)、通知カード(手元にある方)を持参ください	○	—	○
不在住証明書の交付	○	○	○
住居表示に関する届出・証明	○	—	—
住民基本台帳の閲覧	○	—	—
マイナンバーカードの交付(予約制)	○	—	—
広域交付住民票の写しの交付(午前9時から午後5時まで)	○	—	—
年金受給者現況届の証明	○(注3)	○(注3)	○(注3)
(2) 公的個人認証サービス関係			
電子証明書の発行(マイナンバーカードを必ず持参ください)	○	—	—
(3) 印鑑証明関係			
印鑑登録・登録廃止	○	—	○
印鑑証明書の交付(登録カードを必ず持参ください)	○	○	○
(4) 戸籍関係			
戸籍全部・個人事項証明書(謄・抄本)の交付	○(注4・5)	—	—
戸籍の附票の写しの交付	○(注5)	—	—
身分証明書の交付	○(注5)	—	—
不在籍証明書の交付	○(注5)	—	—
(5) 保険・年金関係			
国民健康保険の加入、資格喪失等の届出	○	—	○
国民健康保険証の交付	○	—	○
国民健康保険料の収納	○(注5)	○(注5・6)	○(注5・6)
後期高齢者医療保険料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)
介護保険料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)
国民年金の加入(3号を除く)、資格変更の届出	○	—	○
(6) 区税関係			
住民税証明書の交付	○	○(注7)	○(注7)
軽自動車税証明書の交付	○	○(注8)	○(注8)
住民税・軽自動車税の収納	○(注5)	○(注5・6)	○(注5・6)
(7) 保健関係			
母子健康手帳の交付	○	○	○
飼い犬の登録、注射済票の交付	○	○	○
健康手帳の交付	○	○	○
(8) 使用料・手数料関係			
保育料の収納(年末保育・休日保育・緊急保育を除く)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)
区民住宅・区営住宅使用料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)
指定自転車置場登録手数料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)
(9) その他			
転入・転居による就学通知書の交付	○	—	○
地価公示図書の閲覧	○	○	○
仮ナンバーの貸与	○	—	—

注1 王子・赤羽区民事務所のみ取り扱いを行います。

注2 この日は赤羽区民事務所のみ業務を拡大しています。また、開庁日は、ホームページまたは赤羽区民事務所(電話:03-5948-9541)でご確認ください。

注3 申請人が書式を持参した場合に限ります。

注4 現在の(除籍、改製原を除く)戸籍の写しのみ発行します。

注5 赤羽・滝野川区民事務所のみ取り扱いを行います。

注6 納付書持参の場合に限ります。

注7 月曜から金曜の午前8時30分から午後5時までに、電話でお受け取りになる区民事務所に請求(予約)があったものに限ります。

注8 月曜から金曜の午前8時30分から午後5時までに、電話で税務課税務係(電話:03-3908-1114)に請求(予約)があったものに限ります。

2. 窓口開庁時間

平日昼間(月～金曜)…午前8時30分から午後5時まで(祝日・年末年始を除く)

平日夜間(月～金曜)…午後5時から午後7時まで(祝日・年末年始を除く)※王子・赤羽区民事務所のみ開庁

第2・第4日曜……………午前9時から午後5時まで(年末年始を除く)※王子・赤羽区民事務所のみ開庁

毎月1回日曜◎……………午前9時から午後5時まで(年末年始を除く)※赤羽区民事務所のみ開庁

毎月第3火曜夜間◎…………午後5時から午後7時まで(祝日・年末年始を除く)※赤羽区民事務所のみ開庁

◎毎週日曜の業務に加え、赤羽区民事務所のみ転入・転居・世帯変更等の手続きも受付を行います。

※日曜に祝日が重なる場合は開庁します。

※年末年始は12月29日から1月3日です。